住まいを守る

築35年以上経過した、木造の建物にお住まいのかたへ

阪神・淡路大震災では地震の直接的な被害で亡くなられたかたのうち約9割が建物の倒壊による圧迫死でした。命を守るはずの住まいが、一転して凶器となってしまったのです。
あなたの住まいは地震に耐えられますか？
地震はいつ起こるかわかりません。まずは、耐震診断を受けましょう。

(c)2016 INTEGRAL Corporation, All rights reserved.

写真は熊本大地震で被害を受けた木造住宅
町内では昭和56年以前に建てられた建物がおよそ２，３００棟あります。

地震発生リスクが高まる

過去30年の間に、阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、岩手・宮城内陸地震、東日本大震災、熊本地震といった大規模な地震が発生しており、日本全国で地震の発生リスクが高まっています。

予告無く起こる地震から、大切な命を守り、被害を最小限にするため、今からできる備えを行いましょう。

建物の補強が第一

阪神・淡路大震災のように、地震の直接的な被害で亡くなられるかたの多くは、建物の倒壊が原因です。地震発生時に建物から無事避難できたとしても、自宅が倒壊すると、長期間にわたり避難所や仮設住宅での生活を余儀なくされてしまいます。また、密集している住宅地や幹線道路に面した場所にある建物が倒壊した場合には、緊急車両の通行障害となったり、火災が発生した場合には延焼範囲が拡大するなど、二次的被害の増大につながってしまいます。

慣れ親しんだ住まいでの暮らしを地震により失わないように、地震に耐えられる建物へと補強することが大切です。

倒壊の恐れがある建物の内部にも危険が潜んでいます。家具が倒れないよう壁に固定したり、出入口を塞がないように家具の配置を工夫しましょう。

町で行う事業

昭和56年5月31日以前に着工された建物は耐震性が不十分といわれており、現時点で、町内におよそ2，３００棟あります。

町は「震災に強いまちづくり」を推進するため、耐震診断や相談会、耐震改修費用の補助など、耐震改修に関する事業を行っています。

耐震改修は、増改築やリフォームと一緒に行うことで効率的に住宅の性能を高めます。その場合は耐震改修の知識を有する建築士事務所や工事業者を選ぶことが大切です。

なお、耐震改修補助金は、耐震改修工事に要した費用のみが対象です。耐震改修を検討されているかたは、ご相談ください。

問合せ　計画管理係
☎内線４３４

耐震診断結果説明

耐震診断の方法

耐震診断では、町で委託した耐震診断者（建築士）が、住宅の耐震性を調査・評価して、地震の発生時に倒壊する可能性があるか判定します。

耐震診断の方法は、図面と目視により得られた情報を基に耐震性を評価する簡易診断です。内外装を壊すような調査ではありません。

昭和56年以前の耐震基準により着工された建物は、耐震性が不十分といわれています。まずは、町が実施する無料の耐震診断を受けてみましょう。現在の耐震基準と照らし合わせて、あなたの住まいがどのくらい耐震性があるか、建物内のより安全な場所がどこかを確認できます。

後日、診断結果をお知らせし、耐震改修に向けたアドバイスをします。

耐震診断では建物の外壁にひび割れがあるか調べます

対象となる住宅

次のいずれにも該当する木造住宅

○昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての住宅または併用住宅（住宅部分の床面積が2分の1以上）

○在来軸組工法で建築されたもので、階数が2階以下

※プレハブ住宅、ツーバイフォー住宅、軽量鉄骨住宅は対象外です。

診断費用

無料です。ただし、診断者の交通費として、1，０００円を実費負担していただきます。

耐震相談会

町では無料の耐震相談会を開いて耐震改修の方法や改修に要する費用などのご相談を受け付けています。

住まいの耐震性に疑問や不安のあるかた、増改築やリフォームに合わせて耐震改修を検討されてるかたのほか、耐震診断を受けていないかたでも参加できます。相談会には、住まいの構造がわかる設計図や耐震診断の結果などの書類をご用意ください。

耐震改修

対象となる住宅

町の耐震診断を受けた結果、「倒壊の可能性がある、または高い」と診断された住宅に対して、耐震改修（精密診断、耐震補強設計、耐震補強工事）を行う場合、その費用の一部を町が補助します。

補助金額

耐震改修に要する費用の2分の1以内とし、80万円を限度とします。

耐震改修の手順

①精密診断

精密診断とは、壁の中の筋かいの状態を確認するために住まいの一部を壊して診断する方法です。簡易診断では細かく住まいの構造について確認しませんので、より有効な補強設計と補強工事をするためには、精密診断が必要となります。

②耐震補強設計

精密診断の結果を基に、補強工事を行うための補強方法や補強箇所を特定して、工事の計画と費用を検討します。補強することで「倒壊しない、または一応倒壊しない」となるように設計する必要があります。

なお、補強の方法は多岐に渡ります。壁の中の筋かいを増やしたり、重要な柱の上下に補強金物を付けたり、屋根の瓦を軽い屋根材に変えるなどの方法を組み合わせて、住まいを耐震補強します。

※補強の一例

筋かいのない部分には筋かいを追加し、筋かいの端部は柱や土台へ接合金具を用いて固定します。

③耐震補強工事

耐震補強設計に沿って改修工事を行い、住まいを地震による倒壊から防ぎます。